

平成17年度住民税(市民税・県民税)申告のために

# 住民税の申告はお早めに

住民税(市民税・県民税)は、前年中の総所得金額から所得控除額を差し引いた残額に課税されます。

申告書が届いたら、必ず開封してください。同封の「申告の手引き」をご覧ください。申告者ご自身で申告書を作成の上、期限内に提出してください。

**1 住民税の申告書が届いた人**  
申告が必要と思われる人には、2月上旬に、市から住民税の申告書を送付します。申告書を受け取った人は、必ず申告してください。

**2 平成17年1月1日現在、白根市にお住まいで、次のような所得があった人**  
※所得内容によっては、申告相談の際、確定申告に切り替えていただく場合もあります

- ① 営業等、農業、不動産(地代、家賃等)、利子、配当、その他の賃金(内職・日雇い・パート・アルバイト等も含む)、報酬、年金、保険の満期金などの所得があった人
- ② 給与所得者で次に該当する人  
・勤務先(給与の支払者)から、給与支払報告書が白根市役所に提出されていない人  
・給与所得以外に、①のような所得があった人
- ③ 平成16年中に退職または中途就職した人、勤務先を変更した人
- ④ 公的年金等の受給者で、社会保険料控除や、生命・損害保険料控除等の所得控除を受けようとする人

**3 平成17年1月1日現在、白根市に住所のない人で、市内に個人の事務所や家屋敷を有する人**

**4 所得がなかった人**  
平成16年中に、親族の扶養家族であ

った人、所得がなかった人、遺族年金や障害年金を受けていた人。また、その他の理由で所得のなかった人も、申告書に昨年の状況を記入の上、必ず提出してください。

**確定申告書を税務署(白根市は新潟税務署管内)に提出する人**  
事業所得や譲渡所得がある人の確定申告書を收受することは可能ですが、市納税相談会場で適正・適法な納税相談は困難です。できる限り税務署で確定申告を行い、確かな納税をお願いします。

**還付申告の受け付け**  
年金受給者、住宅借入金等特別控除、医療費控除の還付申告を受け付けます。必要書類などについては、広報しろね1月合併号13ページをご覧ください。

**◆◆受付期間◆◆**  
年金受給者・医療費控除 2月2日(水)、3日(木)、4日(金)、8日(火)  
住宅借入金等特別控除 2月7日(月)  
※都合の悪い場合は、期間中どの内容でも受け付けます

**◆◆受付時間◆◆**  
午前9時30分～11時30分  
午後1時30分～4時

◆◆会場◆◆  
市役所4階大会議室

## 住民税申告の受け付け

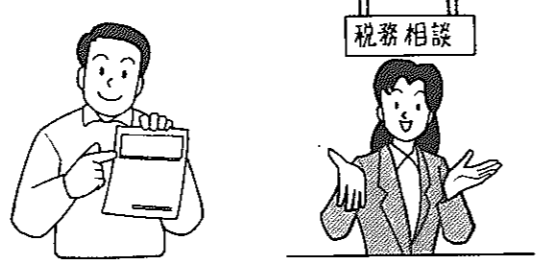
住民税の申告書を次のように受け付けます。日程は3ページに掲載の申告相談カレンダーをご覧ください。

●「郵送」でも受け付けます  
記入が完了した住民税の申告書は、郵送でも受け付けます。資料を添付し、同封の返信用封筒で返送してください。

●お願い  
① 申告相談日は、早朝に会場でも、会場準備が済むまでお待ちいただくこととなります。  
② 例年、申告会場は受け付け開始直後に大変混雑します。午後2時以降は比較的すいています。時間帯での申告にご協力ください。  
③ 申告会場では、受け付け係員の配置図や整理券の配布は行いません。来場後、案内標示の指示に従い、相談席にお座りください。  
④ 申告書は記入してからご来場ください。申告相談は、記入済みの申告書を優先して行います。

※申告書等の提出がない人は、各種税証明の発行ができません。また申告書は、国民健康保険税や介護保険料等の賦課や、軽減税率適用の算定資料となります

※会場では、申告書のコピーサービスを行っています。必要な人は、提出前にコピーしてください



## 住民税の申告相談カレンダー

■受付時間 午前9時30分～11時30分  
午後1時～4時

■ところ カルチャーセンター2階サブアリーナ

月日	対象地区	月日	対象地区
2/16(水)	茨曾根	3/3(木)	白根
17(木)	新飯田	4(金)	白根
18(金)	庄瀬	5(土)	全地区
21(月)	小林	7(月)	白根
22(火)	白井	8(火)	申告をすませ ていない人
23(水)	大郷	9(水)	
24(木)	鷺巻	10(木)	
25(金)	根岸	11(金)	
28(月)	大通	14(月)	
3/1(火)	白根	15(火)	
2(水)			

※3月5日(土)も申告相談を受け付けます。ぜひご利用ください

## 税理士による還付申告無料相談

税理士事務所では、2月8日(火)～10日(木)までの3日間、次のような少額の還付申告相談や、申告書の作成を無料で行います。

最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お出掛けください。

■対象 年金を受けている人、給与所得で医療費控除を受けようとする人

■その他 税理士別相談日程表は、税理士会館、税務署に用意しています

■問い合わせ 関東信越税理士会新潟支部特設電話 225・0315 (土・日曜日を除く2月3日(水)～10日(木)までの午前9時30分～午後4時)

## 税務署からのお知らせ

問い合わせ 新潟税務署 ☎229・2151

## 国税庁ホームページで 所得税の確定申告書が作成できます

国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) の「所得税の確定申告書作成コーナー」で、画面の指示に従って金額等を入力することにより、申告書等を作成することができます。この申告書等は、そのまま税務署に郵送などの方法で提出することができます。

ご利用の際には、画面の指示に従って、パソコンやプリンター(カラープリンターを使用してください)の設定を確認してください。印刷用紙は、A4普通紙です。

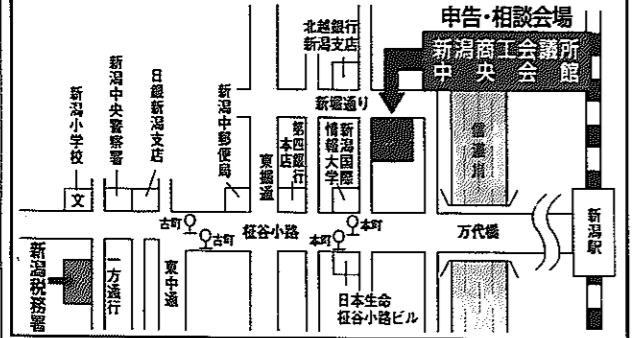
## 申告の相談および申告書の受け付け

2月1日(火)から3月15日(火)(土・日曜日、祝日を除く)までの間、申告相談会場を

新潟市上大川前通7番町1243番地  
新潟商工会議所 中央会館  
に開設します。会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

日本生命新潟証谷小路ビルでは開設していませんのでご注意ください。

※土・日曜日、祝日は開設していませんが、2月20日、27日の日曜日に限り「新潟商工会議所中央会館」で、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います(新潟税務署は閉庁しています)。この2日間は混雑することが予想されますので、あらかじめご了承ください。



新潟商工会議所 中央会館へは 本町バス停留所から徒歩5分  
新潟税務署へは 古町バス停留所から徒歩8分

## 問い合わせは……市役所税務課市民税係

☎373・2111 ☎244、250、251、252

申告期間中、市役所の担当職員は納税相談会場へ出張していますので、窓口や電話での適切な対応は困難です。「申告期間前」の問い合わせに、ご理解とご協力をお願いします。